



佐藤 幸一 議員

## 意見公募をしない理由は

町長 内容で実施の必要性を判断

**問** 次の件について、意見公募（パブリックコメント）を行わなかった理由を伺う。

① 保育所給食業務の民間委託  
 ② 公衆浴場の入浴料の改定  
 ③ 中央公民館の室名変更

**町長** パブリックコメントに限らず、町民参加には、審議会や説明会、アンケート調査等、さまざまな手法がある。まちづくり基本条例施行規則には、「軽易なもの、緊急その他やむを得ない理由があるときは、町民



経費節減に努めている公衆浴場

参加を行わないことができる」と定められており、質問の件については、パブリックコメントを実施する必要がないものと判断した。

①の保育所給食業務の民間委託は、町民に義務を課し、または権利を制限する内容ではない。  
 ②の公衆浴場入浴料改定は、町民参加の手段として、他の使用料改定と同様、使用料等審議会で審議を行った。  
 ③の中央公民館の室名変更は、文化会館も含め、施設全体の部屋名称の統一感を図るために行ったもの。

**問** 4月から入浴料金が大人450円となるが、この料金は光熱水費や諸経費を加味して設定された金額だと思ふ。館内に「経費節減のお願い」と書かれた張り紙があるが、これの意味するものは何か。

**町長** 支出に占める光熱水費の割合が高いことから、お湯を出しっ放しにしないなどの節水をお願いし、閉館間近の利用者の少ない時間帯において、支障のない範囲で、照明の一部消灯、ジャグジーの停

止など、電気料の節減に努めている。今後、利用者に不便をかけないよう留意しながら、引き続き、経費節減のための協力をお願いしていく。

## フロイデの看板の数は

町長 9カ所に設置されている

**問** 旧しみず温泉フロイデの看板はいくつあるか。

**町長** 使用申請等の提出がないため0円である。

**町長** 督促状を發布し、それでも支払われない場合は催告状を發布する。それでも支払われない場合は分割納入等により支払える方法を交渉し、それでも支払われない場合は裁判等による解決を検討する。

**問** 道路占有料と財産使用料の調定額（収入すべき金額）は。

**町長** 一般的に、所有者が使用料を滞納している場合や支払う意思がない場合は、どう対処するのか。

**町長** 一般的に、所有者が使用料を滞納している場合や支払う意思がない場合は、どう対処するのか。

## 公衆浴場の管理運営方針は

町長 利用者にも経費節減の協力を求める



山下 清美 議員

## 備蓄は災害弱者に配慮を

町長 計画的にバランスよく備蓄する

**問** 各地で異常気象、地震の災害が頻発に起こり、本町においては、平成28年に大雨被害を経験した。3月上旬の大型低気圧接近の際には、本町はそれほど積雪も少なく安心したところであるが、いつ起こるか分からない災害に対する心配は常に抱えている。そこで、災害弱者の障がい者、女性、子ども、乳幼児に対する救援物資の備蓄並びに避難所における災害弱者への配慮および避難所への公衆無線LANの設置予定について伺う。



本町が備蓄している食料品の一部

**町長** 現在は、紙おむつのみ備蓄しているが、種類や数量が十分ではない。避難される方々の状況に合わせて、哺乳瓶やミルク、生理用品などの物資を計画的にバランスよく備蓄していく。また、更衣室や授乳室の設置、段差の解消など、地域防災計画に基づき対応していく。公衆無線LANについては、平常時の運用や農村地区の情報通信環境整備などに課題があり、設置には至っていないが、設置に向けて調査研究を進める。

**問** 自宅で家族と一緒に生活している障がい者の方の中には、地域社会との接点がなかなか持てず、どのようにすればいいかわからず、将来に不安を抱えている方もいると思われる。障がい者の方が社会の中で町民との関わりが持てるよう、安心して気軽に立ち寄り、集える場所や機会が必要だと思ふが、町としての考え方を伺う。

**町長** 障がい者の社会参加を促進し、障がい者もそうでない人も関係なく交流することができるきつかけをつくるのが重要である。本町では、従前から「地域活動支援センター（※）

事業」を町内のNPO法人に委託し、通所で作業等を行いながら障がい者同士の交流を図っている。また、まちなかで実施している「さんさんカフェ」や「ふれあい食堂」などは、町民どなたでも参加できる場となっている。さらに、ボランティア団体を中心となり、老人福祉センターを利用して精神的な障がいを持つ方の交流を図る場を設定しており、他の利用者との交流につながることも期待している。町としては、それぞれのニーズに合わせて出かけることのできる「場」があることが重要と考えられており、これらの「場」の利用について対象者に案内するとともに、交流につながるような取り組みを行っていく。

**町長** 障がい者の社会参加を促進し、障がい者もそうでない人も関係なく交流することができるきつかけをつくるのが重要である。本町では、従前から「地域活動支援センター（※）

**※用語解説**  
**地域活動支援センター**  
 障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、通所による創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う支援機関。  
 「地域活動支援センター基礎的事業」と、「地域活動支援センター機能強化事業」の2つの事業が各市町村の必須事業とされている。